

○越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱

平成 27 年 7 月 7 日

告示第 265 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日告示第 116 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 187 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 125 号

令和 7 年 3 月 31 日告示第 174 号

(趣旨)

第 1 条 市は、特別養護老人ホーム等の整備を促進するため、市内において特別養護老人ホーム等の施設整備を行う社会福祉法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成 8 年規則第 31 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。

(2) 特別養護老人ホーム 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム（定員 30 人以上の広域型特別養護老人ホームに限る。）をいう。

(3) 老人短期入所施設 特別養護老人ホームの創設整備に伴い併設する老人福祉法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設をいう。

(4) 養護老人ホーム 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームをいう。

(5) 特別養護老人ホーム等 特別養護老人ホーム、老人短期入所施

設及び養護老人ホームをいう。

(6) 施設整備 次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること及び当該整備に伴って必要となる初度設備の整備をすること。
増床	既存施設の増築によって定員を増加するための整備をすること。
改修増床	既存施設を、増築を伴わず施設内部の改修によって定員を増加するための整備をすること。
改築	既存施設の定員を増加せずに、既存施設を取り壊して新たに施設を整備すること（建築後おおむね30年以上経過し、改築を必要と認める施設の改築に限る。）及び当該整備に伴って必要となる初度設備の整備をすること。
大規模修繕	既存施設について、次のいずれかに該当する工事で、補助対象経費の見積総額が1,000万円以上となる修繕をすること。 ア 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事及び外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 イ 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事 ウ ア及びイ以外の大規模な修繕で特に必要と認める工事

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の表の左欄に掲げる施設種別の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める整備区分のうち、市長が必要と認める施設整備を行う事業とする。

施設種別	整備区分
特別養護老人ホーム	創設、増床、改修増床、改築及び大規模修繕
老人短期入所施設	創設（特別養護老人ホームの創設整備に伴う併設に限る。）
養護老人ホーム	改築及び大規模修繕

2 前項の規定にかかわらず、改築及び大規模修繕について、補助の対象となる施設が既に大規模修繕に係る他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年以上経過していないときは、補助の対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る施設整備に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用を除く。

- （1） 既に実施している事業に係る費用
- （2） 現に当該事業の経費の一部又は全部について、他の補助金の交付を受けている事業に係る費用
- （3） 土地の取得又は整地に要する費用
- （4） 既存建物の取得（建物の新築に比べ、相当に効率的であると認められる場合におけるものを除く。）に要する費用
- （5） 職員の宿舍、車庫又は倉庫の整備に要する費用
- （6） その他補助事業に係る施設整備に要する費用として適当と認められない費用

2 前項の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を除く。

(補助金の交付額)

第5条 前条に規定する経費に対する補助金の交付額は、次の各号に掲げる整備区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の範囲内で、市長が認める額とする。

(1) 創設及び改築（第3号に該当する部分を除く。次条第3項第1号において同じ。）並びに増床 別表第1の第1欄に掲げる施設種別及び第2欄に掲げる整備区分ごとに、同表の第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額（対象経費に係るものに限る。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と、同表の第3欄に掲げる基準額に当該施設の定員数（増床にあつては、増加定員数）を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額

(2) 改修増床及び大規模修繕 別表第1の第1欄に掲げる施設種別及び第2欄に掲げる整備区分ごとに、同表の第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と、同表の第3欄に掲げる基準額に当該施設の定員数（改修増床にあつては、増加定員数）を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額

(3) 創設及び改築（当該整備に伴う初度設備の整備に限る。次条第3項第3号において同じ。） 別表第2の第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と、同表の第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額

(申請書の様式等)

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

2 規則第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類は、

添付を要しない。

3 規則第5条第2項第4号の市長が定める事項は、次の各号に掲げる事業ごとに、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 創設及び改築並びに増床

ア 事業計画

イ 収入支出予算（見込）書抄本

ウ 貸借対照表

(2) 改修増床及び大規模修繕

ア 事業計画

イ 収入支出予算（見込）書抄本

ウ 貸借対照表

(3) 創設及び改築

ア 収入支出予算（見込）書抄本

イ 貸借対照表

(補助金の交付条件)

第7条 規則第8条第2項の規定により付する補助金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないこと。

(2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、当該補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図ること。

(交付決定の通知)

第8条 規則第9条の規定による交付決定の通知は、第2号様式により行うものとする。

(事業内容等の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第5条の規定により申請した内容に変更を生じたときは、越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金変更承認申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金変更承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、完了払により交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金の交付決定後に概算払により交付することができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、次の各号に掲げる報告書を、それぞれ当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 工事着工報告書(第5号様式) 工事を着工した日から起算して5日以内

(2) 工事進捗状況報告書(第6号様式) 毎年度1月10日まで

(実績報告)

第12条 規則第15条の報告書の様式は、補助事業が完了したとき(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は第7号様式のとおりとし、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは第8号様式のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の報告書に収入支出決算(見込)書抄本その他必要な関係書類を添付して市長に提出するものとする。

3 前項の規定による提出は、補助事業の完了の日から起算して25日を

経過する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認に係る通知を受理した日から起算して25日を経過する日）又は3月15日のいずれか早い日までに行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第13条 規則第16条第1項の規定による補助金の額の確定に係る通知は、第9号様式により行うものとする。

（請求書の様式）

第14条 規則第18条第2項の請求書の様式は、第10号様式のとおりとする。

（消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第11号様式）により市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をしたときは、市長が定める期日までに、当該消費税仕入控除税額等に相当する補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第16条 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間（財産処分制限期間）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

2 規則第21条第2号の市長が定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が300,000円以上の機械及び器具とする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 116 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 187 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年告示第 125 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 174 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

施設種別	整備区分	基準額	対象経費
特別養護老人ホーム	創設	定員 1 人あたり 3, 270, 000 円	施設整備に必要な工事費又は工事請負費（冷暖房工事費、浄化槽工事費、昇降機工事費又はスプリンクラー工事費を含み、第 4 条各号に掲げる費用を除く。）
	増床	増加定員 1 人あたり 2, 360, 000 円	
	改修増床	増加定員 1 人あたり 1, 090, 000 円	

		円
	改築	定員 1 人あたり 3, 2 7 0, 0 0 0 円
	大規模修繕	定員 1 人あたり 1, 0 9 0, 0 0 0 円
老人短期入所施設	創設	定員 1 人あたり 4 7 0, 0 0 0 円
養護老人ホーム	改築	定員 1 人あたり 3, 2 7 0, 0 0 0 円
	大規模修繕	定員 1 人あたり 1, 0 9 0, 0 0 0 円

注 特別養護老人ホームについて、改築と併せて増床するときの増床部分に対する補助金の基準額は、増床にかかる基準額を適用する。

別表第 2（第 5 条関係）

施設種別	整備区分	基準額	対象経費
特別養護老人ホーム	創設	1 施設あたり	設備整備に必要な需要費（消耗品費）、備品購入費又は工事請負費
	改築	2 5, 0 0 0, 0 0 0 円	
養護老人ホーム	改築		